証券コード8919
2021年６月10日

株　主　各　位

群馬県桐生市美原町４番２号
株式会社カチタス
代表取締役社長　新　井　健　資

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

昨年来、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えをいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただくことを強くご推奨申しあげます。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月24日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区九段北４丁目２番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）　５階「大雪」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

３．会議の目的事項

報告事項
１．第43期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第43期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　監査役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役２名選任の件
第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第５号議案　取締役及び監査役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以　上

～～～

新型コロナウイルス感染防止への対応について

〈株主様へのお願い〉

・感染リスクを避けるため、昨年度に引き続き株主総会当日のご来場はお控えをいただき、書面又はインターネット等による議決権行使を強くご推奨申しあげます。

・感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いします。

〈来場される株主様へのお願い〉

・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。

〈当社の対応について〉

・本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。なお、会場の席数が限られており、ご入場いただけない場合がございますので予めご了承ください。

今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、当社のウェブサイトにてお知らせいたします。〈当社ウェブサイト http://katitas.jp〉

株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年６月25日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年６月24日（木曜日）
午後６時到着分まで



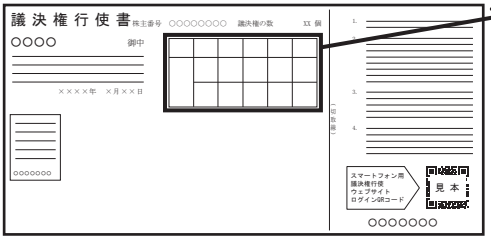
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年６月24日（木曜日）
午後６時分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案・第２号議案・第３号議案

- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第４号議案・第５号議案

- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

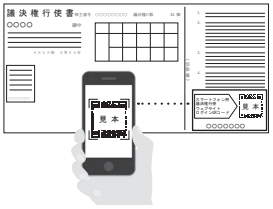
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　９：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

添付書類

事　業　報　告

第43期

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続くなど厳しい状況となりました。また、2021年４月には再び緊急事態宣言が発令されており、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループは、地方都市及び都市郊外の中低所得者層を主な顧客層として「新築」「中古」「賃貸」に代わる「第四の選択肢」を提供することを目指し、商品化が難しい築古の戸建物件を取扱い、そのままでは住むことが出来ない状態の物件にリフォームで価値を足して販売しております。

販売面においては、2020年４月は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う１回目の緊急事態宣言の発令によりお客様からのお問合せ数が減少したものの、2020年５月以降は低価格で高品質の住宅への購買意欲は底堅く、また在宅時間の増加により住環境を改善したいというニーズも加わり堅調に推移いたしました。当社としても、リフォーム中契約など既存施策の強化や、完全予約制見学会など新たな施策を講じた結果、成約率は向上し販売件数は増加いたしました。

仕入面においては、2020年９月までの上半期は、１回目の緊急事態宣言発令に伴い、買取査定のために不動産業者が住宅内に入り接触することを避けたいという売主が売却に消極的になる心理が働き、買取交渉がスムーズに進んでおりませんでした。しかし、仕入促進のためのプロモーション強化により買取査定を希望するお客様の問い合わせが増加し、2020年10月以降の下半期は、仕入件数が前連結会計年度を上回って推移いたしました。

利益面においては、成約率の向上に伴い、値下げや値引きが抑制されたことにより、売上総利益率は前連結会計年度比0.5ポイント向上いたしました。販売費及び一般管理費は、今後の安定成長に向けて社員のモチベーション向上を図るために決算特別賞与238百万円の支給を決定したものの、そ

の他費用については引き続きコスト意識を高く持ち運営を行った結果、営業利益率は前連結会計年度比0.4ポイント向上いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績については、販売件数は6,155件（前連結会計年度比6.1％増）、売上高は977億３千５百万円（前連結会計年度比8.6％増）、営業利益は113億４千３百万円（前連結会計年度比12.1％増）、経常利益は111億２千５百万円（前連結会計年度比12.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は74億４千万円（前連結会計年度比43.3％増）となりました。

なお、当社グループは中古住宅再生事業を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

②　設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③　資金調達の状況

当社グループは、長期的な事業拡大及び企業価値の向上には、安定的な資金調達を実施することが重要と考えております。当社グループは、地方を中心に展開するビジネスモデルであることを踏まえ、地方金融機関との関係構築を目的に地方銀行を含む14行と2019年３月27日にシンジケートローンによる金銭消費貸借契約を締結（以下、「本契約」という。）しております。

本契約は、コミットメントライン限度額40億円を含む総額247億５千万円のシンジケートローンとして組成されており、当連結会計年度末現在の借入金残高は192億5千万円となっております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 40 期 (2018年３月期)	第 41 期 (2019年３月期)	第 42 期 (2020年３月期)	第 43 期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売　上　高(百万円)	69,202	81,356	89,978	97,735
経 常 利 益(百万円)	6,789	8,740	9,895	11,125
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,548	5,926	5,190	7,440
１株当たり当期純利益　(円)	61.92	78.81	67.98	96.85
総　資　産(百万円)	38,365	47,406	53,435	55,520
純　資　産(百万円)	15,370	19,348	22,737	28,243
１株当たり純資産　(円)	204.94	253.18	294.94	364.40

(注) １．2017年９月22日付で普通株式１株につき30株の割合で株式分割を、また、2020年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第40期（2018年３月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。

３．１株当たり純資産額は、自己株式数控除後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

４．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額は小数第２位未満を四捨五入して表示しております。

５．第43期は「１．(1) ①　事業の経過及びその成果」に記載したとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 40 期 (2018年３月期)	第 41 期 (2019年３月期)	第 42 期 (2020年３月期)	第 43 期 (当事業年度) (2021年３月期)
売　上　高(百万円)	50,043	55,707	61,394	66,079
経 常 利 益(百万円)	5,622	6,888	8,050	8,904
当 期 純 利 益(百万円)	3,798	4,763	4,025	6,052
１株当たり当期純利益　(円)	51.71	63.34	52.71	78.79
総　資　産(百万円)	36,917	44,121	49,262	49,564
純　資　産(百万円)	14,835	17,650	19,873	23,991
１株当たり純資産　(円)	197.79	230.88	257.60	309.25

(注) １．2017年９月22日付で普通株式１株につき30株の割合で株式分割を、また、2020年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第40期（2018年３月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。

３．１株当たり純資産額は、自己株式数控除後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

４．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額は小数第２位未満を四捨五入して表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リプライス	75百万円	100.0%	中古住宅再生事業

③ その他の重要な企業結合の状況

株式会社ニトリホールディングス（以下、「ニトリ」という。）は、当社の議決権を34.7%所有しており、当社はニトリの持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

① サステナビリティ経営

近年、サステナビリティ経営が企業の社会的責任として求められ、SDGsに代表される社会課題解決の取り組みにおいて企業が果たす役割がますます重要となっております。当社グループの中古住宅再生事業は、新築住宅建設と比較してCO2排出量や木材使用量を大幅に抑えていることから環境保護に資する事業と認識しております。また空き家を再生して流通させることで、社会課題である全国の空き家問題を解決することに貢献できるものと考えております。また、当社の販売する住宅の平均販売価格は同エリアの新築の半額程度であり、従来持ち家に手が届かなかったお客様にも清潔・安心な住宅を提供しております。ガバナンス面に関しましては、少数株主利益の保護を意識し、お客様視点・経済合理性の観点からの経営判断に努めております。なお、2021年３月期のニトリホールディングスとの取引金額は86百万円で、うち販促活用で利用するニトリ商品券が78百万円を占めております。今後も社会課題の解決を堅実に図りながら持続可能な成長の実現を目指すことをテーマに取り組んでまいります。

② 人材の確保と育成の強化

当社グループでは、仕入物件の選定・調査・仕入、リフォームの企画、販売活動といった一連の工程を従業員が一気通貫で行う独自の体制を取っており、優秀な人材を確保・育成していくことが経営課題解決のための重要課題の柱であると認識しております。また、全国各地の販売網に人材を供給するため、優秀な人材を全国的に採用する必要があり、継続して新卒の定期採用活動を行っており、2021年３月31日時点で在籍する新卒入社の従業員数は375名とグループ全体のう５割弱が新卒定期採用により入社した社員となっております。今後も安定した新卒採用を中心とし、並行して即戦力となる中途採用を行うことで、事業規模に必要な人員拡大を図ってまいります。また、社内教育・研修制度及び業績評価に連動した報酬制度並びにリフレッシュ休暇制度の充実・構築を図り、個々人の能力向上を促し、従業員一人一人の長所を活かし、モチベーションを高めながら成長をサポートできる仕組みを強化してまいります。

③ エリアマーケティングの強化

2018年３月期以降の仕入は、それまで物件供給量が不安定な競売が中心であったものを物件供給量・価格が安定している買取仕入を中心に移行させてまいりました。既存住宅流通市場に占めるシェアにエリア間でバラつきが見られることから、今後、営業組織体制を更に細分化しエリア毎の成

長戦略を企画実施できるようにすることで成長ポテンシャルの高いエリアの開拓を進め、持続的な成長を図ってまいります。

④　商品力の向上・管理の徹底

当社は、仕入前に当社独自のチェックリストに基づいて営業担当者がリフォーム協力会社及び白蟻調査会社も交えた三者立会いによる入念な調査を可能な限り実施して品質の良いリフォーム済み中古住宅の販売を行っております。また瑕疵保険や耐震補強の推進により中古住宅は安心だという社会的認知度・お客様満足度を高めることに努め、既存住宅流通を活性化させるという社会的責任を担っていると自負しております。商品力を更に高めるためには、住宅という商品作りの担い手であるパートナー工務店ネットワークの維持・拡充が重要であるとの認識から、定期的な事例研究の場を設け、品質の高いリフォーム済み住宅の安定的な提供に全力を傾けてまいります。

⑤　在庫回転率の向上

当社グループは仕入後にリフォーム工事を行い、販売を行うことから、販売用不動産の仕入計上から売上計上までに一定の期間を要しております。物件取得からお客様への引渡しまでの期間が長期化することは財務体質の脆弱化を招くと共に営業現場の効率を低下させる可能性があります。そこで、買取り後迅速にリフォームの着手が行えるようパートナー工務店と連携して商品化までの期間を短縮しております。またＷＥＢ上でリフォーム期間中の完成過程を積極的に公開し過去の販売時に作成した潜在的顧客のリストに基づき、近隣の住宅を仕入れた際には当該顧客に個別に情報提供を行っております。これらの取り組みにより、リフォーム完了前の成約率を向上させ、在庫回転率の向上、財務体質の強化を引き続き図ってまいります。

⑥　当社グループの認知度の向上

当社は「買取りのカチタス」としてブランディング戦略を立て、2013年７月より地方部を中心にテレビＣＭやラジオＣＭを行っており、2013年10月以降、３ヶ月に一度継続的に社名認知度調査（毎回、テレビＣＭ実施エリアを中心とした10道県をローテーションして1,100件に対しＷＥＢアンケートにて実施）を実施しております。

2021年１月調査では、テレビＣＭ実施エリアに限れば45.6％の社名認知を獲得するに至りました。さらに「『家を売る先の会社』と言われてどこが思い浮かびますか？」との設問（選択肢を提示しない純粋想起による回答）に対しては、大手不動産会社を抑えて当社が11.9％と１位の想起を得

ております。引き続き認知度向上のため地方エリアにおけるＣＭを始めとするプロモーションを継続的に強化してまいります。

⑦　金融機関との安定した取引

当社グループは、外部金融機関からの調達に過度に依存しない財務体質にすべく在庫回転率の向上を図っているものの、不動産仕入等に要する運転資金が大きいため金融機関からの融資を必要としております。また、現状、当社グループの借入は主にシンジケートローンによる借入であることから、シンジケートを構成する金融機関との良好な関係維持が重要であります。そのため、健全な財務状況の確保と迅速かつ正確な適時開示を行うことで金融機関との強固かつ良好なパートナーシップを築き、安定的かつ継続的な融資取引を図ってまいります。

⑧　内部管理体制とコンプライアンスの強化

当社グループは、取締役会による内部統制の構築及び監査役による業務監査を行うことで、常に法令等を遵守すると共に適切な経営が行われる管理体制を構築しております。しかし、多様化・複雑化する法令・制度及び社内規定等に抵触するケースが生じる可能性は否定できません。これらの違反等に対応するために、代表取締役社長、営業本部長、管理本部長、常勤監査役、社外監査役、内部監査室室長、管理部長等が出席し、原則として毎月１回コンプライアンス委員会を開催しております。また管理担当役員をコンプライアンス担当役員に任命し、コンプライアンス担当役員、監査役を中心に法令等の遵守状況を定期的に確認するためのセミナーや業界団体の勉強会に参加してまいります。また、社内に向けても定期的にコンプライアンス事例の共有等を図りながら注意喚起を行うことで、企業全体としてコンプライアンス意識を醸成し、倫理観の高い組織風土を継続的に構築してまいります。

⑨　ニトリとの業務提携

当社は、2017年４月に、ニトリとの間で、それぞれが有する技術、ノウハウ、商流・物流ネットワークその他経営資源を相互に利用し、両社の事業価値の最大化を図ることを目的に業務提携契約を締結しております。これまでの取り組みとしてニトリ製の家具を設置した住宅の販売や販売活動でのニトリ商品券の活用等を行ってまいりました。2021年３月期の新しい取り組みとしては、ヴァーチャルでニトリの家具を設置し、その様子をWEB上でお客様が確認できるヴァーチャルホームステージングを開始いたしました。これは、当社グループの販売用不動産に付加価値を付けると共に、お客様が購入後の生活空間をイメージし易くすることを目的としており、

実際にお客様からのお問い合わせの増加等の効果が得られています。今後も、ニトリとの業務提携を通じたシナジー効果を発揮すべく、お客様の利便性向上及び両社のコストダウンに資する施策の具体化を進めてまいります。

⑩　新型コロナウイルス感染症の影響への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響につきましては、販売面では「安くて品質の良い家」への需要が底堅い一方、仕入面では対面機会の減少と県境をまたいだ移動の制限等が仕入れの減少につながるおそれがあります。当社としましては、引き続き仕入を拡大するためのプロモーションを継続・拡大し、非対面の査定も可能である旨を訴求することで仕入れの拡大と安定的な成長に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	主要な内容
中古住宅再生事業	中古の戸建住宅を中心に仕入れ、リフォームを行った上で販売する事業
その他事業	賃貸事業（テナントビル、マンション、アパート等の賃貸）、仲介事業及び保険代理店事業等の不動産関連事業

(6) 主要拠点等（2021年３月31日現在）

① 当社

本社	群馬県桐生市美原町４番２号
MSIマネジメントセンター	群馬県桐生市琴平町３番12号
東京本部	東京都中央区新川１丁目18番３号 新川中埜ＴＨビル４階

② リプライス

本社	愛知県名古屋市中区栄1丁目９番16号 ＮＦビルディング３階

③ 当社及びリプライスの営業所網

	当　社	リプライス	グループ合計
東 京 圏	7	2	9
名古屋圏	6	2	8
大 阪 圏	3	1	4
北 海 道	9	1	10
東　　北	18	1	19
関　　東	12	1	13
中　　部	18	2	20
関　　西	2	0	2
中　　国	12	2	14
四　　国	7	1	8
九　　州	19	2	21
合計	113	15	128

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
中古住宅再生事業	735(39)名	42名増(6名増)
全社（共通）	73(20)	12名減(7名減)
合計	808(59)	30名増(1名減)

（注）１．使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数を外書で記載しております。
２．全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
626(39)名	17名増(4名減)	36.4歳	6.9年

（注）使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数を外書で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高
シンジケートローン（注）	19,250百万円

（注）株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェントとする取引金融機関14行からの協調融資によるものであります。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2021年３月31日現在）

①	**発行可能株式総数**	普通株式	160,000,000株
②	**発行済株式の総数**	普通株式	78,650,640株
③	**株主数**	普通株式	5,165名

④ **大株主**

株主名	普通株式持株数	持株比率
株式会社ニトリホールディングス	26,712,420株	34.65%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,967,100株	7.74%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,824,300株	6.26%
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	4,186,900株	5.43%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,057,386株	2.67%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15. 315 PCT	1,798,600株	2.33%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	1,114,000株	1.45%
第一生命保険株式会社	1,070,400株	1.39%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	944,000株	1.22%
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	794,600株	1.03%

（注）当社は自己株式として、普通株式1,561,493株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2013年７月26日	2017年３月30日
新株予約権の数	3,603個	8,793個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　216,180株 （新株予約権1個につき60株）	普通株式　527,580株 （新株予約権1個につき60株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり10,020円 （1株当たり167円）	新株予約権1個当たり10,020円 （1株当たり167円）
権利行使期間	2015年７月27日から 2023年７月19日まで	2022年３月31日から 2027年３月30日まで
行使の条件	（注）	（注）
役員保有状況 取締役（社外取締役除く）	新株予約権の数　3,603個 目的となる株式数　216,180株 保有者数　1人	新株予約権の数　8,793個 目的となる株式数　527,580株 保有者数　1人

	第6回新株予約権
発行決議日	2017年９月22日
新株予約権の数	49,560個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　99,120株 （新株予約権1個につき2株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり　334円 （1株当たり167円）
権利行使期間	2022年９月23日から 2027年９月22日まで
行使の条件	（注）
役員保有状況 取締役（社外取締役除く）	新株予約権の数　49,560個 目的となる株式数　99,120株 保有者数　1人

（注）１．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位をいずれも失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

２．2017年９月22日付で普通株式１株につき30株の割合で株式分割を、また、2020年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っているため、株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	新井健資	株式会社リプライス代表取締役社長
取締役	鬼澤晋一	営業本部長
取締役	横田和仁	管理本部長 株式会社リプライス取締役
取締役	大江治利	マーケティング室長兼新規事業開発室長兼新築プロジェクト担当部長
取締役	牛嶋孝之	株式会社リプライス取締役副社長兼営業部長
取締役	白井俊之	株式会社ニトリホールディングス代表取締役社長、株式会社ニトリ取締役、株式会社Nプラス取締役、株式会社ホームロジスティクス取締役、株式会社ニトリパブリック取締役、株式会社ニトリファニチャー取締役
取締役	熊谷聖一	日本印刷株式会社代表取締役社長、一般財団法人夢チャレンジ財団評議員、株式会社荻野屋社外取締役、株式会社ヘリックスジャパン社外取締役、株式会社ヴェスパー社外取締役、株式会社さくら経営社外取締役、イニシアス株式会社社外監査役
取締役	佃秀昭	株式会社ボードアドバイザーズ代表取締役社長
常勤監査役	早瀬敏希	株式会社リプライス監査役
監査役	市川祐生	佐藤新総合法律事務所 株式会社アクシスパートナーズ社外取締役
監査役	福田述	株式会社ニトリホールディングス経営計画推進室室長

（注）１．取締役のうち、白井俊之氏、熊谷聖一氏及び佃秀昭氏の３名は、社外取締役であります。また、監査役のうち市川祐生氏及び福田述氏の２名は、社外監査役であります。

２．社外取締役の熊谷聖一氏及び佃秀昭氏並びに社外監査役の市川祐生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
喜　多　慎　一　郎	2020年６月23日	任期満了	社外取締役 株式会社アドバンテッジパートナーズシニアパートナー、アイオニック株式会社取締役、株式会社ウェイブダッシュ取締役、日本ポップコーン株式会社取締役、ユナイテッド・プレシジョン・テクノロジーズ株式会社取締役、イチボシ株式会社取締役、株式会社エムピーキッチン取締役、株式会社ネットプロテクションズ取締役、株式会社やる気スイッチグループホールディングス取締役、マテリアルグループ株式会社取締役、株式会社コスモライフ取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び当社監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合に負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等が補填されることとなります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを認識しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬総額の枠内（注）で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職、役割、貢献度、目標到達度、業績等を加味し、適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、退職慰労金およびストック・オプション報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

（注）①2002年1月15日開催の臨時株主総会決議において、年間報酬総額300百万円以内

なお、①と別枠で以下②～④のストックオプション報酬に係る決議がなされています。

②2013年7月26日開催の臨時株主総会決議において、第１回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内

③2017年3月30日開催の臨時株主総会決議において、第4回新株予約権および第5回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内

※但し第5回は全て行使済みであります。

④2017年9月22日開催の臨時株主総会決議において、第6回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、役割、貢献度、目標到達度、業績等を加味しながら、決定するものとします。退職慰労金は、役員退職慰労金内規に定める基準に基づき決定します。

3．非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、ストックオプション報酬とし、取締役に対し割り当てるストックオプションとしての新株予約権の数は、上記総額の範囲内で金銭による報酬、及び当該取締役の職務内容、業務執行の状況・貢献度等を勘案した上、取締役会の決議によって決定します。

なお、上記方針を勘案して金銭報酬の額、及び非金銭報酬等の額に対する割合は決定されます。

４．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長および社外取締役で構成される指名・報酬委員会の審議を受けて代表取締役社長がその具体的内容に従って決定するものとします。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

（単位：百万円）

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	ストック・オプション	役員退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	137	88	38	10	4
常勤監査役（社外監査役を除く）	9	9	－	0	1
社外取締役	10	10	－	－	2
社外監査役	5	5	－	－	1

（注）１．上記の支給人員には、2020年６月23日開催の第42期定時株主総会終結の時を以て退任した社外取締役１名を含み、無報酬の取締役１名、社外取締役２名および社外監査役１名を除いております。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．ストック・オプションは、報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。

４．役員退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労金の繰入額であります。

５．取締役の報酬限度額は、2002年１月15日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は６名です。また別枠で、以下のとおり報酬限度額について決議いただいております。

・2013年７月26日開催の臨時株主総会において、第１回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内、当該定めにかかる当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は２名です。

・2017年３月30日開催の臨時株主総会において、第４回新株予約権及び第５回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内、当該定めにかかる当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は１名です。

・2017年９月22日開催の臨時株主総会において、第６回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内、当該定めにかかる当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は１名です。

６．監査役の報酬限度額は、2002年１月15日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。

７．取締役会は、代表取締役社長新井健資に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼務の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役白井俊之氏は、株式会社ニトリホールディングス代表取締役社長、株式会社ニトリ取締役、株式会社Ｎプラス取締役、株式会社ホームロジスティクス取締役、株式会社ニトリパブリック取締役、株式会社ニトリファニチャー取締役であります。当社は、株式会社ニトリホールディングスとの間で、資本・業務提携契約を締結しており、同社は当社の特定関係事業者であります（当社の発行済株式総数の34.0％（議決権比率ベースでは34.7％を所有））。

取締役熊谷聖一氏は、日本印刷株式会社代表取締役社長、一般財団法人夢チャレンジ財団評議員、株式会社荻野屋社外取締役、株式会社ヘリックスジャパン社外取締役、株式会社ヴェスパー社外取締役、株式会社さくら経営社外取締役、イニシアス株式会社社外監査役であり、当社と同氏が兼職する法人との間に特別な関係はありません。

取締役佃秀昭氏は、株式会社ボードアドバイザーズ代表取締役社長であり、当社と同氏が兼職する法人との間に特別な関係はありません。

監査役市川祐生氏は、佐藤新総合法律事務所に所属する弁護士であり、当社と同氏が所属する法律事務所との間に特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社アクシスパートナーズ社外取締役であり、当社と同氏が兼職する法人との間に特別な関係はありません。

監査役福田述氏は、株式会社ニトリホールディングス経営計画推進室室長であります。当社は、株式会社ニトリホールディングスとの間で、資本・業務提携契約を締結しており、同社は当社の特定関係事業者であります（当社の発行済株式総数の34.0％（議決権比率ベースでは34.7％を所有））。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	白　井　俊　之	当事業年度開催の取締役会のうち100％に出席いたしました。社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づいて当社の経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度に開催された７回の指名・報酬委員会のうち100％に出席し、役員の人事・報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。
	熊　谷　聖　一	当事業年度開催の取締役会のうち100％に出席いたしました。当社の社外監査役を経て社外取締役に就任以降、都銀出身の豊富な知識・経験を踏まえ企業経営者としての高い見識から当社の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
	佃　　秀　　昭	当事業年度開催の取締役会のうち100％に出席いたしました。社外取締役就任以降、コンサルティング会社出身の豊富な知識・経験を踏まえ企業経営者としての高い見識から当社の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度に開催された７回の指名・報酬委員会のうち100％に出席し、役員の人事・報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況
社外監査役	市　川　祐　生	当事業年度開催の取締役会のうち100％に、また、当事業年度開催の監査役会のうち100％に出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社のコーポレートガバナンス及びコンプライアンス等について有益な発言を行っております。
	福　田　　述	当事業年度開催の取締役会のうち100％に、また、当事業年度開催の監査役会のうち100％に出席し、財務・管理会計等の豊富な知識・経験から当社のコーポレートガバナンス等について有益な発言を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度の係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、当事業年度の係る会計監査人の報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ企業理念を尊重し社会的責任を果たすため「基本理念」を定め、これを全取締役及び使用人に周知徹底させております。

ロ．業務執行部門から独立した「コンプライアンス委員会」（委員：取締役、監査役等）を設置し、定期的に全店舗の事業活動につき精査・分析を行い、結果は取締役会に報告するなどコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。

ハ．法令・定款及び社内規程に反する行為の未然防止、あるいは早期に発見し正すための「内部通報制度」を設置しております。

ニ．内部監査室の機能を高め、取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社内規程に適合しているか確認し、その執行状況を監視しており、結果は代表取締役及び監査役会へ報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」を始め社内諸規程に基づき情報を適切に保存・管理を行うとともに、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できることとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティー等に関わるリスクを回避あるいは最小限に抑えるため、コンプライアンス委員会において組織横断的にリスク状況の管理・監視を行うとともに全社対応については総務部長が各部門担当役員と連携して規則、ガイドラインの制定、マニュアルの作成等を行うなどの管理体制を確立しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会を月１回開催する他、必要な場合は臨時取締役会を開催し機動的かつ迅速な会社の意思決定並びに情報の共有、取締役の業務執行状況の監督を行っております。

ロ．取締役会では、事業部門の実績を基に、毎期の予算と実績の進捗状況を定期的に検証し業績向上を図っております。

⑤　当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

所管部署を総務部とし、「関係会社管理規程」に基づき子会社への適切な経営指導を行いグループ企業全体の経営効率の向上を図っております。また、内部監査室による子会社監査役と連携した定期的な監査を実施するとともに、結果は当社取締役及び監査役に報告する体制を構築しております。

⑥　監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、社内から適切な選任を行い補助者を任命することとしておりますが、現在監査役からのその職務を補助する使用人の要求は行われておりません。

⑦　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は補助者の業務に対して不当な制約は行わないこととしております。

⑧　取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反のみならず当社及び当社グループの業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報状況等を監査役会に都度報告することとしております。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを周知徹底しております。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ．監査役が通常の監査によって生ずる監査費用を請求した場合は、速やかに処理を行っております。

ロ．監査役が通常の監査費用以外に緊急又は臨時の支出及び専門家を利用する新たな費用等が発生する場合においては、「監査役監査基準」に基づき適宜処理を行っております。

⑪　その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役会は月１回以上開催しております。

ロ．監査役会と代表取締役との定期的な意見交換会を開催しております。

ハ．監査役会は内部監査室、会計監査人及び子会社監査役と定期的に意見・情報の交換を行い、連携して監査の実効性を確保しております。

ニ．監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人から説明を求めることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役会

当社の取締役会は、社外取締役３名を含む取締役８名で構成されており、社外監査役２名を含む監査役３名も出席して開催しております。定例取締役会を原則として毎月１回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な経営上の意思決定を図っております。

②　監査役会

当社の監査役会は、社外監査役２名を含む３名で構成されております。

定例監査役会を原則として毎月１回開催するほか、臨時監査役会を必要に応じて開催し、取締役の職務の遂行を含む日常的活動の監査を行っております。

常勤監査役は、株主総会、取締役会、経営会議、その他の会議に必要に応じて出席することで経営方針等を把握すると共に、監査役監査において発見された重要事項等を伝達することによって、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保しております。また、各監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報共有を図ることで監査役監査機能を強化しております。

③　経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長、営業本部長、管理本部長、経営企画本部長、部長、室長等、常勤監査役により構成され、定例経営会議を原則として毎月１回開催し、当社の経営上の重要な経営方針の決定、営業戦略の遂行状況の報告が行われると共に、経営全般にわたる重要事項を審議しております。

④　コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、代表取締役社長、営業本部長、管理本部長、常勤監査役、社外監査役、内部監査室室長、管理部長等が出席し、原則として毎月１回開催し、社内で発生したコンプライアンス違反事象やハラスメント報告、内部通報や外部通報等の情報について報告を行っております。また、クレーム報告の内容を確認し、コンプライアンス違反や訴訟への進展を未然に防止するための体制を整備し、コンプライアンス全般にわたる重要事項の有無の確認を行っております。

４．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

５．剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけております。

当社の剰余金の配当等の決定機関は取締役会であり、当事業年度の１株当たりの配当金につきましては、29.5円（中間配当13.5円、期末配当16.0円）の配当とさせていただきます。なお、2021年４月27日公表の「2021年３月期　配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」のとおり、期末配当金については、13.5円から16.0円に増配しております。

また、第44期（2022年３月期）の配当金につきましては、業績見通しを勘案し、１株当たり32円（中間配当16.0円、期末配当16.0円）の配当を予定しております。

今後も継続的な利益配分を中間配当及び期末配当の年２回、配当性向30％以上を目処に実施してまいります。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**53,467**	**流動負債**	**8,615**
現金及び預金	19,109	買掛金	3,051
販売用不動産	19,656	１年内返済予定の長期借入金	730
仕掛販売用不動産	13,774	未払法人税等	2,441
未収還付法人税等	13	未払消費税等	48
その他	916	賞与引当金	329
貸倒引当金	△2	工事保証引当金	287
固定資産	**2,053**	訴訟損失引当金	0
有形固定資産	**714**	災害損失引当金	9
建物及び構築物	149	その他	1,716
土地	528	**固定負債**	**18,662**
その他	36	長期借入金	18,520
無形固定資産	**426**	役員退職慰労引当金	94
のれん	396	その他	47
その他	29	**負債合計**	**27,277**
投資その他の資産	**912**	**純資産の部**	
繰延税金資産	713	**株主資本**	**28,091**
その他	207	**資本金**	**3,778**
貸倒引当金	△8	**資本剰余金**	**3,640**
		利益剰余金	**21,435**
		自己株式	**△763**
		新株予約権	**152**
		純資産合計	**28,243**
資産合計	**55,520**	**負債及び純資産合計**	**55,520**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		97,735
売上原価		75,545
売上総利益		22,189
販売費及び一般管理費		10,845
営業利益		11,343
営業外収益		
受取手数料	7	
受取保険金	3	
受取割引料	8	
受取賠償金	13	
その他	12	45
営業外費用		
支払利息	208	
シンジケートローン手数料	34	
その他	20	262
経常利益		11,125
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	3	
消費税等差額	48	51
税金等調整前当期純利益		11,073
法人税、住民税及び事業税	3,786	
法人税等調整額	△152	3,633
当期純利益		7,440
親会社株主に帰属する当期純利益		7,440

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,778	3,640	16,154	△950	22,623
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,072		△2,072
親会社株主に帰属する当期純利益			7,440		7,440
自己株式の取得				△0	△0
新株予約権の行使		△87		186	99
利益剰余金から資本剰余金への振替		87	△87		－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	5,280	186	5,467
当連結会計年度末残高	3,778	3,640	21,435	△763	28,091

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	113	22,737
当連結会計年度変動額		
剰余金の配当		△2,072
親会社株主に帰属する当期純利益		7,440
自己株式の取得		△0
新株予約権の行使		99
利益剰余金から資本剰余金への振替		－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	38	38
当連結会計年度変動額合計	38	5,505
当連結会計年度末残高	152	28,243

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**41,047**	**流動負債**	**6,926**
現金及び預金	17,156	買掛金	2,508
売掛金	10	1年内返済予定の長期借入金	730
販売用不動産	12,745	リース債務	4
仕掛販売用不動産	9,980	未払金	672
貯蔵品	13	未払費用	412
前渡金	51	未払法人税等	1,924
前払費用	96	未払消費税等	48
関係会社短期貸付金	500	前受金	163
未収還付法人税等	13	賞与引当金	207
その他	481	工事保証引当金	228
貸倒引当金	△2	訴訟損失引当金	0
固定資産	**8,517**	災害損失引当金	9
有形固定資産	**691**	その他	15
建物	132	**固定負債**	**18,646**
構築物	1	長期借入金	18,520
器具備品	9	リース債務	16
土地	528	役員退職慰労引当金	83
リース資産	18	資産除去債務	17
無形固定資産	**15**	その他	8
商標権	4	**負債合計**	**25,572**
ソフトウエア	4	**純資産の部**	
その他	6	**株主資本**	**23,839**
投資その他の資産	**7,810**	**資本金**	**3,778**
関係会社株式	4,122	**資本剰余金**	**3,640**
関係会社長期貸付金	3,000	資本準備金	3,640
長期前払費用	32	**利益剰余金**	**17,183**
繰延税金資産	549	利益準備金	22
その他	115	その他利益剰余金	17,161
貸倒引当金	△8	別途積立金	152
資産合計	**49,564**	繰越利益剰余金	17,008
		自己株式	**△763**
		新株予約権	**152**
		純資産合計	**23,991**
		負債及び純資産合計	**49,564**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**66,079**
売上原価		**48,939**
売上総利益		**17,140**
販売費及び一般管理費		**8,102**
営業利益		**9,037**
営業外収益		
受取利息	86	
受取手数料	7	
受取保険金	3	
受取賠償金	13	
その他	16	126
営業外費用		
支払利息	208	
シンジケートローン手数料	34	
その他	16	258
経常利益		**8,904**
特別損失		
減損損失	3	
消費税等差額	48	
その他	0	51
税引前当期純利益		**8,853**
法人税、住民税及び事業税	2,945	
法人税等調整額	△145	2,800
当期純利益		**6,052**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から 2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,778	3,640	－	3,640	22	152	13,115	13,290	△950	19,759
当期変動額										
剰余金の配当							△2,072	△2,072		△2,072
当期純利益							6,052	6,052		6,052
自己株式の取得									△0	△0
新株予約権の行使			△87	△87					186	99
利益剰余金から資本剰余金への振替			87	87			△87	△87		－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	3,893	3,893	186	4,079
当期末残高	3,778	3,640	－	3,640	22	152	17,008	17,183	△763	23,839

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	113	19,873
当期変動額		
剰余金の配当		△2,072
当期純利益		6,052
自己株式の取得		△0
新株予約権の行使		99
利益剰余金から資本剰余金への振替		－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38	38
当期変動額合計	38	4,118
当期末残高	152	23,991

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

株式会社カチタス

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　野　雅　史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹　田　　裕	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社カチタスの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カチタス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

株式会社カチタス

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　野　雅　史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹　田　　裕	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社カチタスの2020年４月１日から2021年３月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

2021年５月14日

株式会社カチタス　監査役会

常勤監査役　早　瀬　敏　希　㊞
社外監査役　市　川　祐　生　㊞
社外監査役　福　　田　　述　㊞

当監査役会は、株式会社カチタスの2020年４月１日から2021年３月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役９名選任の件

現在の取締役全員（８名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（株式数は2021年３月31日現在）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	新井健資（あらいかつとし） （1968年12月２日生）	1993年４月　株式会社三和銀行（現　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 1997年９月　衆議院議員古川元久事務所秘書 1999年２月　ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インク入社 2004年８月　株式会社リクルート（現　株式会社リクルートホールディングス）入社 2012年６月　株式会社やすらぎ（現　株式会社カチタス）入社 代表取締役社長（現任） 2016年３月　株式会社リプライス代表取締役会長 2017年３月　株式会社リプライス代表取締役社長（現任）	453,120株
2	鬼澤晋一（おにざわしんいち） （1959年９月８日生）	1979年９月　有限会社瀬良美入社 1983年４月　駄菓子店舗あーちゃん開業 2000年９月　大東建託株式会社入社 2001年６月　株式会社やすらぎ（現株式会社カチタス）入社 2007年１月　当社第二営業企画部長 2009年９月　当社取締役営業本部長 2010年７月　当社取締役営業第一本部長 2011年１月　当社取締役営業推進本部長兼第一営業部長 2012年４月　当社取締役営業本部長 2017年４月　当社取締役営業本部長兼都市営業部長 2019年４月　当社取締役営業本部長（現任）	260,040株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	横田和仁（よこた かずひと） （1967年10月29日生）	1988年４月　株式会社リクルート（現　株式会社リクルートホールディングス）入社 2006年10月　株式会社キャリアデザインセンター　代表取締役副社長 2012年８月　株式会社やすらぎ（現　株式会社カチタス）入社　管理本部長 2016年３月　株式会社リプライス取締役（現任） 2017年６月　当社取締役管理本部長兼総務部長 2020年４月　当社取締役管理本部長（現任）	230,040株
4	大江治利（おおえ はるとし） （1968年８月31日生）	1992年４月　株式会社リクルート（現　株式会社リクルートホールディングス）入社 2013年１月　株式会社やすらぎ（現　株式会社カチタス）入社　マーケティング室長 2019年４月　当社マーケティング室長兼新規事業開発室長 2019年６月　当社取締役マーケティング室長兼新規事業開発室長 2020年４月　当社取締役マーケティング室長兼新規事業開発室長兼新築プロジェクト担当部長（現任）	130,240株
5	牛嶋孝之（うしじま たかゆき） （1984年１月30日生）	2008年４月　株式会社ワイキューブ入社 2009年５月　株式会社ライク（現　株式会社リプライス）入社 2014年８月　同社取締役営業部長 2017年４月　同社取締役副社長兼営業企画部長 2017年６月　当社取締役（現任） 2019年４月　株式会社リプライス取締役副社長兼営業部長（現任）	50,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	白井俊之（しらいとしゆき） (1955年12月21日生)	1979年４月　株式会社ニトリ（現　株式会社ニトリホールディングス）入社 2001年５月　同社取締役 2010年５月　同社取締役専務執行役員 2012年５月　NITORI USA,INC.　取締役 2014年５月　株式会社ニトリホールディングス　代表取締役副社長 株式会社ニトリ　代表取締役社長 株式会社ニトリファシリティ　代表取締役社長 2015年５月　株式会社ホームロジスティクス　代表取締役会長 2016年２月　株式会社ニトリホールディングス　代表取締役社長（現任） 2017年３月　似鳥（中国）投資有限公司　董事長 株式会社ホーム・デコ　代表取締役会長 2017年４月　似鳥（太倉）商貿物流有限公司　董事長 2017年５月　当社社外取締役（現任） 2018年12月　株式会社Nプラス　取締役（現任） 2019年３月　株式会社ニトリファニチャー　取締役（現任） 2020年２月　株式会社ニトリ　取締役（現任） 2020年３月　株式会社ニトリパブリック　取締役（現任） 2020年７月　株式会社ホームロジスティクス　取締役（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	熊谷聖一（くまがいせいいち） （1952年２月４日生） 社外取締役候補者	1974年４月　株式会社住友銀行（現　株式会社三井住友銀行）入行 1995年１月　日本経営合理化協会入社 2001年４月　同事務局長兼理事 2002年１月　当社社外監査役 2002年８月　株式会社アスコット　社外監査役 2006年４月　日本経営合理化協会専務理事 一般財団法人夢チャレンジ財団評議員（現任） 2006年７月　株式会社YUTORI債権回収　監査役 2010年４月　当社社外取締役（現任） 2013年４月　日本経営合理化協会経営研究所所長 株式会社荻野屋社外取締役（現任） 2017年３月　株式会社ヘリックスジャパン社外取締役（現任） 2017年12月　株式会社アスコット　顧問 2018年４月　株式会社ヴェスパー　社外取締役（現任） 2018年10月　株式会社さくら経営　社外取締役（現任） 2018年11月　日本印刷株式会社　代表取締役社長（現任） 2019年８月　イニシアス株式会社　社外監査役（現任）	－株
8	佃秀昭（つくだひであき） （1964年１月20日生） 社外取締役候補者	1986年４月　株式会社三和銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）入行 1999年１月　マクラガンパートナーズアジアインク入社 2000年８月　エゴンゼンダー株式会社入社 2006年１月　同社パートナー 2010年11月　同社代表取締役社長 2015年１月　同社グローバル経営委員会委員 2018年９月　株式会社産業革新投資機構代表取締役専務COO（非常勤） 2018年11月　株式会社ボードアドバイザーズジャパン（現　株式会社ボードアドバイザーズ）　代表取締役社長（現任） 2019年６月　当社社外取締役（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	※ 須藤実和（すとうみわ） (1963年８月17日生) 社外取締役候補者	1988年４月　株式会社博報堂入社 1991年10月　アーサー・アンダーセン（現有限責任あずさ監査法人）入所 1996年10月　シュローダー・ビーティヴイ・パートナーズ株式会社（現　株式会社MKSパートナーズ）入社 1997年11月　ベイン・アンド・カンパニー入社 2006年４月　株式会社プラネットプラン設立代表取締役（現任） 2008年４月　慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科　特任教授 2012年５月　株式会社じげん　社外取締役（現任） 2016年６月　株式会社エー・ディー・ワークス　社外取締役（監査等委員） 2017年６月　公益財団法人日本バレーボール協会　理事（現任） 2018年３月　株式会社アシックス　社外監査役 2019年４月　慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科　特任教授（現任） 2020年３月　株式会社アシックス　社外取締役（監査等委員）（現任）	―株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．当社は、白井俊之氏が所属している株式会社ニトリホールディングスとの間で、資本(当社の発行済株式総数の34.0%(議決権比率ベースでは34.7%を所有))・業務提携契約を締結しており、同社は当社の特定関係事業者であります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．熊谷聖一氏、佃秀昭氏および須藤実和氏の３名は、社外取締役候補者であります。
４．取締役候補者（社外取締役候補者を除く）の選任理由
①　新井健資氏につきましては、当社の代表取締役社長として当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって９年であります。
②　鬼澤晋一氏につきましては、当社の営業部門の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年９ヶ月であります。

③ 横田和仁氏につきましては、当社の管理部門の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

④ 大江治利氏につきましては、当社のマーケティング部門の取締役として広告宣伝・商品戦略などの分野を牽引し、新規事業開拓に取組むことで当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後において更なる貢献が見込まれることから、取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

⑤ 牛嶋孝之氏につきましては、当社グループの株式会社リプライスの副社長として同社を牽引するとともに、当社の取締役として経営の重要事項の決定など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

⑥ 白井俊之氏につきましては、株式会社ニトリホールディングスの代表取締役社長として、今まで培ってきた経営に関する豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、今回より非業務執行の取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年１ヶ月であります。

５．社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

① 熊谷聖一氏につきましては、日本印刷株式会社の代表取締役社長として、経営全般に関しての豊富な知識・経験等を有しており、引き続き当該知識・経験等を活かして特に住宅市場における戦略及び財務に関する分野について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年２ヶ月であります。

② 佃秀昭氏につきましては、株式会社ボードアドバイザーズの代表取締役社長として、経営全般に関しての豊富な知識・経験等を有しており、引き続き当該知識・経験等を活かして特にＥＳＧ及び人材活用の分野について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

③ 須藤実和氏につきましては、公認会計士としての専門的見地並びに企業・ビジネスの研究実績及び戦略コンサルティング活動を通じた豊富な知識・経験等を有しており、当該知識・経験等を活かして特にマーケティング及び企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

６．白井俊之氏は、当社の特定関係事業者であります株式会社ニトリホールディングスより過去２年間に役員としての報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。

７．当社は、熊谷聖一氏及び佃秀昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏らの再任が承認された場

合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、須藤実和氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

8．当社は、白井俊之氏、熊谷聖一氏及び佃秀昭氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、３氏の再任が承認された場合は、３氏との当該契約を継続する予定であります。

9．須藤実和氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

10．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の21頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

取締役候補者の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	取締役候補者が有している専門性と経験							
		会社経営	人事	営業・マーケティング	法務・リスクマネージメント	ＥＳＧ	会計・ファイナンス	ＩＴデジタル	建築・業界経験
1	新井　健資	●		●			●		
2	鬼澤　晋一			●	●				●
3	横田　和仁	●	●				●		
4	大江　治利			●				●	●
5	牛嶋　孝之		●	●					●
6	白井　俊之	●	●	●					
7	熊谷　聖一	●		●			●		
8	佃　秀昭	●	●			●			
9	須藤　実和			●			●	●	

第２号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化・充実を図るために１名を増員し、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

（株式数は2021年３月31日現在）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	早瀬敏希（はやせとしき） （1972年12月21日生）	1991年４月　セルコサービス有限会社入社 1996年３月　株式会社橋本組入社 1999年６月　株式会社宮木設備入社 2003年11月　株式会社やすらぎ（現　株式会社カチタス）入社 2006年１月　当社営業企画本部営業企画部課長 2010年１月　当社営業本部北部九州エリア長 2010年７月　当社内部監査室長 2015年６月　当社監査役（現任） 2016年３月　株式会社リプライス監査役（現任）	15,340株
2	福田述（ふくだのぶ） （1977年３月７日生）	2001年４月　日本航空株式会社入社 2012年６月　株式会社ニトリ入社 2014年10月　同社　店舗営業部仙台港店店長 2017年６月　株式会社ニトリホールディングス　予算管理室室長 2018年９月　同社　経営計画推進室室長（現任） 2019年６月　当社　社外監査役（現任）	－株
3	市川祐生（いちかわゆうき） （1970年７月21日生） 社外監査役候補者	1995年４月　最高裁判所司法研修所入所 1997年４月　浜四津法律事務所入所 2010年４月　当社社外監査役（現任） 2010年６月　株式会社グローベルス（現株式会社プロスペクト）　社外監査役 2019年６月　株式会社プロスペクト　監査等委員である取締役（社外取締役） 2020年４月　佐藤新総合法律事務所入所（現任） 2020年６月　株式会社アクシスパートナーズ社外取締役（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	※ 角田朋子（つのだともこ） （1971年４月９日生） 社外監査役候補者	2001年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2004年10月　個人会計事務所開所 2008年10月　有限責任監査法人トーマツ入所 2014年２月　角田朋子公認会計士事務所開所 同所　代表公認会計士（現任） 2017年８月　株式会社シン・コーポレーション　社外取締役 2018年６月　ハウスコム株式会社　社外取締役（現任） 2018年８月　株式会社Lumiere　代表取締役（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．当社は、福田述氏が所属している株式会社ニトリホールディングスとの間で、資本（当社の発行済株式総数の34.0％（議決権比率ベースでは34.7％を所有））・業務提携契約を締結しており、同社は当社の特定関係事業者であります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．市川祐生氏及び角田朋子氏は、社外監査役候補者であります。
４．早瀬敏希氏は、現在、常勤監査役でありますが、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
５．市川祐生氏及び福田述氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって市川祐生氏が11年2ヶ月、福田述氏が２年となります。
６．監査役候補者の選任理由
① 早瀬敏希氏を監査役候補者とした理由は、同氏が当社の営業幹部としての豊富な経験・知識を踏まえた内部監査業務に精通し、監査役としての職務を通じて当社のガバナンス体制の強化に適切な役割を果たしており、今後において更なる貢献が見込まれることから、監査役として選任をお願いするものであります。
② 福田述氏を監査役候補者とした理由は、財務・管理会計などの分野に関する専門的知識と経験を豊富に有し、客観的視点で当社のコーポレートガバナンス体制の強化に適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、監査役として選任をお願いするものであります。
③ 市川祐生氏を監査役候補者とした理由は、弁護士としての企業法務に関する専門的知識と経験を豊富に有し、客観的視点かつ独立性をもって当社のコーポレートガバナンス体制の強化に適切な役割を果たしており、今後において更なる貢献が見込まれることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
④ 角田朋子氏を監査役候補者とした理由は、公認会計士としての企業会計に関する専門的知識と経験及び経営者としての知識と経験を豊富に有し、今後において、客観的視点かつ独立性をもって当社のコーポレートガバナン

ス体制の強化に適切な役割を果たすことが期待できることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

7．当社は、早瀬敏希氏、福田述氏及び市川祐生氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、早瀬敏希氏、福田述氏及び市川祐生氏の再任が承認された場合は、３氏との当該契約を継続する予定であります。また、角田朋子氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

8．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の21頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

9．当社は、市川祐生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、角田朋子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

（ご参考）

監査役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

監査役候補者の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	監査役候補者が有している専門性と経験							
		会社経営	人事	営業・マーケティング	法務・リスクマネージメント	ＥＳＧ	会計・ファイナンス	ＩＴデジタル	建築・業界経験
1	早瀬　敏希			●	●				●
2	福田　　述			●			●		
3	市川　祐生				●	●			
4	角田　朋子	●					●		●

第３号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、候補者中西德之氏は現任の常勤監査役早瀬敏希氏の補欠として、候補者福島かなえ氏は社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

（株式数は2021年３月31日現在）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	中西 德之（なかにし のりゆき） （1964年12月７日生）	1991年４月　共同石油株式会社（現　JXTGエネルギー株式会社）入社 1999年６月　株式会社ワセダ入社 2003年３月　株式会社ベネック入社 2008年９月　株式会社やすらぎ（現　株式会社カチタス）入社 2010年６月　当社総務部総務人事課長 2011年６月　当社執行役員総務部部長 2011年11月　当社執行役員管理部長（現任）	37,600株
2	福島 かなえ（ふくしま かなえ） （1974年３月30日生） 補欠の社外監査役候補者	1998年４月　最高裁判所司法研修所入所 2000年４月　東京地方裁判所判事補任官 2004年８月　横浜地方・家庭裁判所小田原支部判事補 2005年４月　那覇家庭・地方裁判所判事補 2008年４月　東京地方裁判所判事補 2010年４月　東京地方裁判所判事 2012年４月　神戸地方裁判所判事 2014年４月　東京高等裁判所判事 2016年４月　司法研修所教官 2019年４月　宇都宮・清水・陽来法律事務所入所（現任） 2020年６月　株式会社ソラスト補欠監査役（現任）	－株

（注）１．中西德之氏及び福島かなえ氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．福島かなえ氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．補欠監査役候補者の選任理由

①　中西德之氏を補欠の監査役候補者とした理由は、総務・法務などの管理分野における豊富な経験と幅広い見識を監査に活かしていただくためであります。

②　福島かなえ氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、裁判官出身の弁護士としての専門的な知識と経験を当社の監査に活かしていただくためであります。なお、同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと

判断しております。

4．当社は、中西德之氏及び福島かなえ氏が監査役に就任した場合は、両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

5．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の21頁に記載のとおりです。中西德之氏及び福島かなえ氏が監査役に就任した場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

6．福島かなえ氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として指定する予定であります。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、①2002年１月15日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と、また、これとは別枠で、②2013年７月26日開催の臨時株主総会において、第１回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内、③2017年３月30日開催の臨時株主総会において、第４回新株予約権及び第５回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内、④2017年９月22日開催の臨時株主総会において、第６回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会での審議・答申を踏まえたうえで、取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役（ただし、当社の子会社の業務執行取締役を兼務する者は除く。）を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記①の報酬枠の範囲内で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

現在の対象取締役は５名です。第１号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は５名となります。

１．譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法で行うものといたします。

２．対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

本議案に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。）とし、また、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額40百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当該発行又は処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を支給するものとし、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日

の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

３．対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後３月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後６月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織

再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

４．譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年２月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告19頁に記載のとおりでありますが、本年５月28日に開催の取締役会において、本議案のご承認を条件として、当該方針を以下のご参考に記載のとおり変更することを決議しております。また、本議案に基づき譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記２．の年額の上限の範囲内とすること、本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は約0.03％（10年間に亘り譲渡制限付株式を上限数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は約0.3％）とその希釈化率は軽微であることから、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考：新取締役報酬決定方針）

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬総額の枠内（注）で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職、役割、貢献度、目標到達度、業績等を加味し、適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、個人別業績に連動する金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

（注）①2002年１月15日開催の臨時株主総会の決議において、年間報酬総額300百万円以内

②2021年６月25日開催の定時株主総会の決議において、上記①の枠内で譲渡制限付株式報酬を年額40百万円以内、かつ２万株以内

また、①と別枠で以下③～⑤のストック・オプション報酬に係る決議がなされている。

③2013年７月26日開催の臨時株主総会決議において、第１回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内

④2017年３月30日開催の臨時株主総会の決議において、第４回新株予約権および第５回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内

※但し第５回は全て行使済みである。

⑤2017年９月22日開催の臨時株主総会の決議において、第６回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内

なお、ストック・オプションについて、当面は取締役に付与しない予定であり、付与する場合には改めて本決定方針を改定する。

２．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、役割、貢献度、目標到達度等を加味しながら、決定するものとする。

なお、退職慰労金制度については、2021年６月25日開催の定時株主総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給（支給は各取締役の退任時）をもって終了する。

３．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、中長期的な業績向上に貢献する意識を高めることも目的とした、個人別業績に連動する金銭報酬とし、①売上・営業利益の単年度の予算達成度（取締役の職掌により連結か単体かは異なり、また、売上の予算達成度を指標とするのは一部の取締役のみ。）、②予算達成のために重視する主要KPI達成度（取締役の職掌によりKPIの内容は異なる。）及び③中長期の安定成長を実現するための基盤づくりに対する評価（定性的要素）を考慮して１年分の金銭報酬額を決定し、12等分したうえで、上記２．の月例の固定報酬とともに支給する。

また、非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とする。取締役に対し割り当てる譲渡制限付株式報酬としての株式の数または額については、譲渡制限付株式報酬制度の目的、各対象取締役の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案した上で、株主総会で決議された枠内で、毎年１回、取締役会の決議によって決定し、割り当てる。報酬として付与される譲渡制限付株式は、支給対象となる取締役が、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日まで、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。また、当社の取締役会が定める期間（役務提供期間）中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、その全ての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役その他一定の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、正当な理由によらない役務提供期間中の退任、法令または社内規則の違反その他の割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、割当株式を無償で取得する。

なお、基本報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の割合の目安は、概ね７：２：１（個人別業績指標100％達成の場合。なお取締役により比率は異なる。）とする。

４．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき、個人別の報酬額の具体的内容の決定につき委任を受けた代表取締役社長が、代表取締役社長及び独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会の審議を受けて、決定するものとする。

第５号議案　取締役及び監査役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、第４号議案が承認されることを条件に、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを、2021年４月27日開催の取締役会において決議しました。これに伴い、第１号議案及び第２号議案が承認可決されることを条件に再任される取締役のうち４名及び監査役１名に対し、本総会終結の時までのそれぞれの在任期間に対する退職慰労金を、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において打ち切り支給したいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各役員の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

役員退職慰労金打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の当社における略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
新　井　　健　資	2012年６月　当社代表取締役社長（現任）
鬼　澤　　晋　一	2009年９月　当社取締役（現任）
横　田　　和　仁	2017年６月　当社取締役（現任）
大　江　　治　利	2019年６月　当社取締役（現任）
早　瀬　　敏　希	2015年６月　当社監査役（現任）

以　上

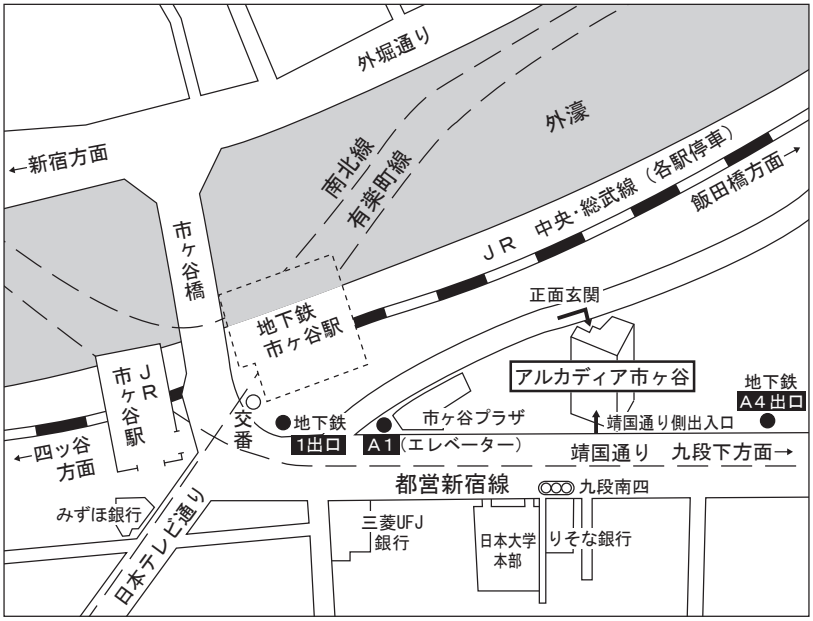
メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

アルカディア市ヶ谷（私学会館）５階「大雪」
東京都千代田区九段北４丁目２番25号
TEL 03－3261－9921



交通アクセス

・東京メトロ有楽町線・南北線　市ヶ谷駅（１またはＡ１）出口から徒歩２分
・都営地下鉄新宿線　市ヶ谷駅（Ａ１またはＡ４）出口から徒歩２分
・ＪＲ中央・総武線（各駅停車）市ヶ谷駅から徒歩２分

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

〈株主様へのお願い〉
・感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場はお控えをいただき、書面又はインターネット等による議決権行使を強くご推奨申しあげます。
・感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いします。

〈来場される株主様へのお願い〉
・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。

〈当社の対応について〉
・本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。なお、会場の席数が限られており、ご入場いただけない場合がございますので予めご了承ください。

今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、当社のウェブサイトにてお知らせいたします。〈当社ウェブサイト　http://katitas.jp〉

株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申しあげます。